



資料提供年月日	令和4年4月1日	
問い合わせ先	課名	市民協働企画総務課
	電話	直通 803-1335 内線 3288
担当者	職名・氏名	移住定住支援担当課長 篠田
	職名・氏名	室長補佐 寺島

広 報 連 絡

1 件 名

移住者・二拠点居住者を対象とした、住宅の購入・リフォームの補助制度を創設しました

2 趣 旨

岡山市に移住して来られる方、二拠点居住をされる方の、岡山市への移住・定住を促進するため、転勤や進学以外の理由で岡山市に来られる方のうち、その直前まで連続して1年以上岡山県外に住所があった方が、居住するために岡山市内の中古住宅を購入、リフォームをされる場合に利用できる補助制度を創設しました。

3 対象者

(1) 令和4年4月1日以降に岡山市内に転入して来られた方

(2) 令和4年4月1日以降に市内で二拠点居住をされる方

※二拠点居住をされる方は、あらかじめ届出が必要です。

4 補助対象経費

(1) 中古住宅の購入に要する費用

(2) 中古住宅のリフォーム工事に要する費用

(3) 上記に附帯する工事（家財の搬出処分、外構工事等）に要する費用

5 補助金額

(1) 購入をする場合 上限 30万円

(2) リフォームをする場合 上限 20万円

※申請は随時受け付けます。なお、予算がなくなり次第、受付を終了します。

6 事業内容 詳細は別紙のとおりです

7 問い合わせ・申請窓口

岡山市移住定住支援室（岡山市役所 本庁舎2階）

電話 086-803-1335

メール ijuteiju@city.okayama.lg.jp

移住者・二拠点居住者向け

中古

住宅購入・リフォームの補助、始めました！

購入	リフォーム	あわせて
上限 30万円	上限 20万円	上限 50万円

補助対象経費（他の補助制度の対象となる工事に係る経費は除きます）

【購入】

- ・岡山市内の中古住宅（※1）を購入された場合の購入費用（住宅、諸経費等）
- ・購入に関連する附帯工事にかかった費用（家財の搬出処分等）

【リフォーム】

- ・岡山市内の中古住宅をリフォーム（※2）された場合の工事費用
- ・リフォームに関連する附帯工事にかかった費用（外構工事等）

補助対象者（それぞれ、次のすべての要件を満たす方）

【移住者】

- ・令和4年4月1日以降に岡山市に転入された方
- ・転入の直前に、岡山県外に1年以上住民票があった方
- ・実施報告日以降、2年以上岡山市に住む予定がある方

【二拠点居住者】

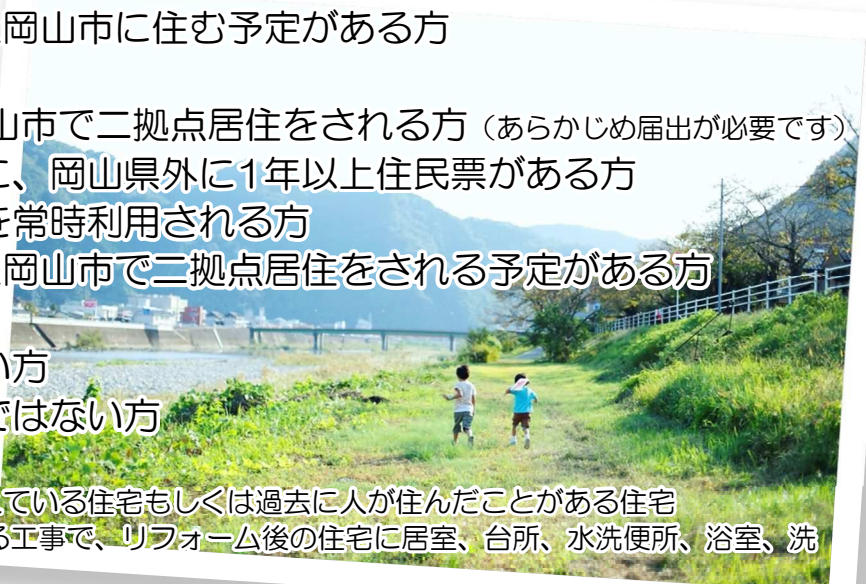
- ・令和4年4月1日以降に岡山市で二拠点居住をされる方（あらかじめ届出が必要です）
- ・二拠点居住を始める直前に、岡山県外に1年以上住民票がある方
- ・岡山市内での拠点で水道を常時利用される方
- ・実施報告日以降、2年以上岡山市で二拠点居住をされる予定がある方

【共通】

- ・岡山市税を滞納していない方
- ・暴力団員等やその関係者ではない方

※1 中古住宅 新築してから2年を超えている住宅もしくは過去に人が住んだことがある住宅

※2 リフォーム 市内の業者が施工する工事で、リフォーム後の住宅に居室、台所、水洗便所、浴室、洗面設備及び収納設備を有する工事



申請の手続き

手続き等	移住者	二拠点居住者
事前手続き	—	「二拠点居住開始届」を提出（補助金申請の3か月以上前）
申請受付開始日	随時	二拠点居住開始届の提出日から3か月経過後の日（申請基準日）
申請の期限	売買や工事の契約日から1か月後の日	売買や工事等の契約日から1か月後の日または申請基準日から1か月目の日のいずれか遅い方の日
申請書に添付する書類	購入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約内容の分かる書類 ・ 申請人及び補助対象住宅に同居する世帯員の住民票 ・ 本市が、申請人及び補助対象住宅に同居する世帯員について、本市税を滞納していないこと、住所地及び暴力団員ではないことを関係機関に照会することの同意書
	リフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれ、上記に加え、 ・ 補助対象住宅の建物にかかる全部事項証明書の写し ・ 補助事業を実施するにあたって建築基準法の規定により建築物の建築等に関する申請及び確認が必要な場合は、同法第6条または第6条の2の規定による確認済証の写し ・ 申請者と物件所有者が異なる場合、補助対象物件に対して申請者が補助対象事業を実施すること、市が物件所有者に関する岡山市税納付状況及び暴力団関係者ではないことの照会を行うことについての物件所有者の同意書 ・ 補助金の「代理受領」を希望する場合は、代理受領（予定・変更）届出書

！ 補助金の返還を求められることがあります

次のようなことがわかった場合は、交付した補助金の返還していただくことになりますので、申請の際にはあらかじめお気をつけください。

- ①虚偽の申請等不正な手段により補助金の交付を受けた
- ②補助金の交付を受けた移住者が、実績報告日から2年以内に岡山市外に転出した
- ③補助金の交付を受けた二拠点居住者が、実績報告日から2年以内に岡山市内での二拠点居住をやめた

お問い合わせ先・申請窓口

700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所本庁舎2階 移住定住支援室

【電話】(086) 803-1335 (直通) 【メール】ijuteiju@city.okayama.lg.jp

